

審査基準及び標準処理期間

平成21年4月1日作成

法令等名	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
根拠条項	第3条の3
処分の概要	運搬証明書の再交付
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 第17条第5項（運搬証明書の再交付）
審査基準	
標準処理期間	2日（行政庁の休日は含まない。）※
申請先	生活安全部生活環境課危険物係
問い合わせ先	生活安全部生活環境課危険物係（電話 06-6943-1234 内線 34173）
備考	※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。